

豊岡市景観ガイドライン

城崎温泉景観形成重点地区



豊 岡 市

1 城崎温泉地区の歴史と町並み

三方を山に囲まれた狭い谷間に位置する城崎温泉では、周囲の山が近くに迫り、宿の窓からも屋根越しにも山の緑が見えます。まちの中心を流れる大谿川に沿って、木造2階建てや3階建ての温泉宿や店が高密度に建ち並び、温泉情緒豊かな和風の趣が感じられます。

城崎温泉は1,400年の歴史をもち、コウノトリが足の傷を癒したことから発見されたと伝えられる「鴻の湯」、8世紀に道智上人どうちしやうにんの千日行で湯が湧いたとされる「まんだら湯」、鎌倉時代の「御所の湯」、江戸期の「一の湯」「柳湯」「地蔵湯」と開湯され、広く知られるようになりました。古くから但馬の湯として親しまれていましたが、大正14年の北但大震災により壊滅的な被害を受けました。幸いにして泉源に大きな被害がなかったことから、まちが一体となって復興まちづくりを進め、昭和10年には外湯を中心とした現在の城崎温泉の骨格が整備されました。このときに、玄武岩を積んで大谿川の護岸を高くし、王橋など弓形橋が架けられ、河岸に柳や桜が植えられました。玄武岩の深い黒灰色の色合いと河岸の柳の緑が織りなす現在の大谿川の水辺景観は復興景観でもあります。

また、城崎温泉は「歴史と文学といで湯の町」とも呼ばれ、古くから志賀直哉しがなおやや有島武郎ありしまたけおをはじめとする多くの文人や墨客達が訪れています。まちへの玄関である駅から大谿川への道、温泉町の賑わいの中心となる大谿川沿い、裏通りの落ち着いたきのある木屋町通りなどでは、浴衣を着た多くの温泉客が外湯めぐりを楽しみ、主な通りでは、特産品の津居山かにかや麦藁細工などが販売され、外湯めぐりと特産品巡りで、そぞろ歩きの似合う人間サイズのまちでもあります。ここに暮らす人々が温泉町としての営みを続け、外から来る人々にその営みとの折り合い方を伝えていくことで、まちの風情が継承されています。

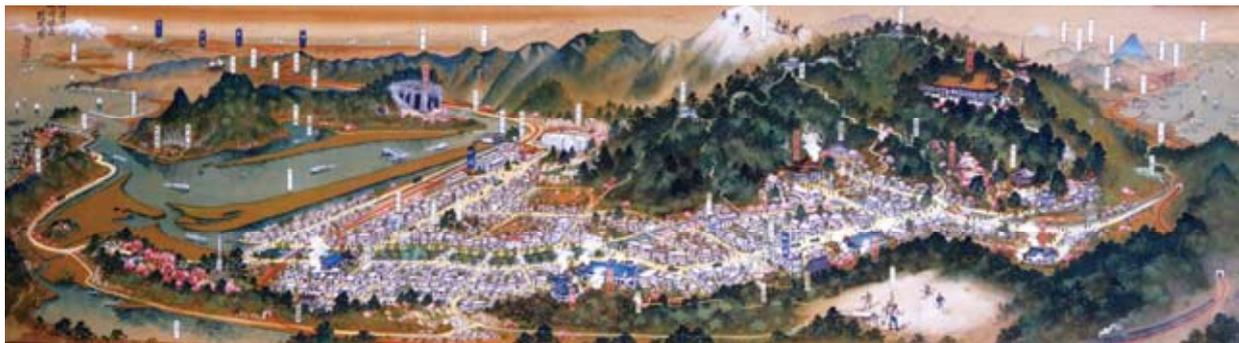
このように、歴史性や生活・文化が色濃く残る城崎温泉の景観は、それが美しく、地域の人々の誇りであるからこそ大切に受け継いでいく価値があるとともに、住民自らが積極的に町並み景観などの保全や創造に取り組んでいることから、『景観形成重点地区』として指定しています。



明治時代の町並み（大谿川）



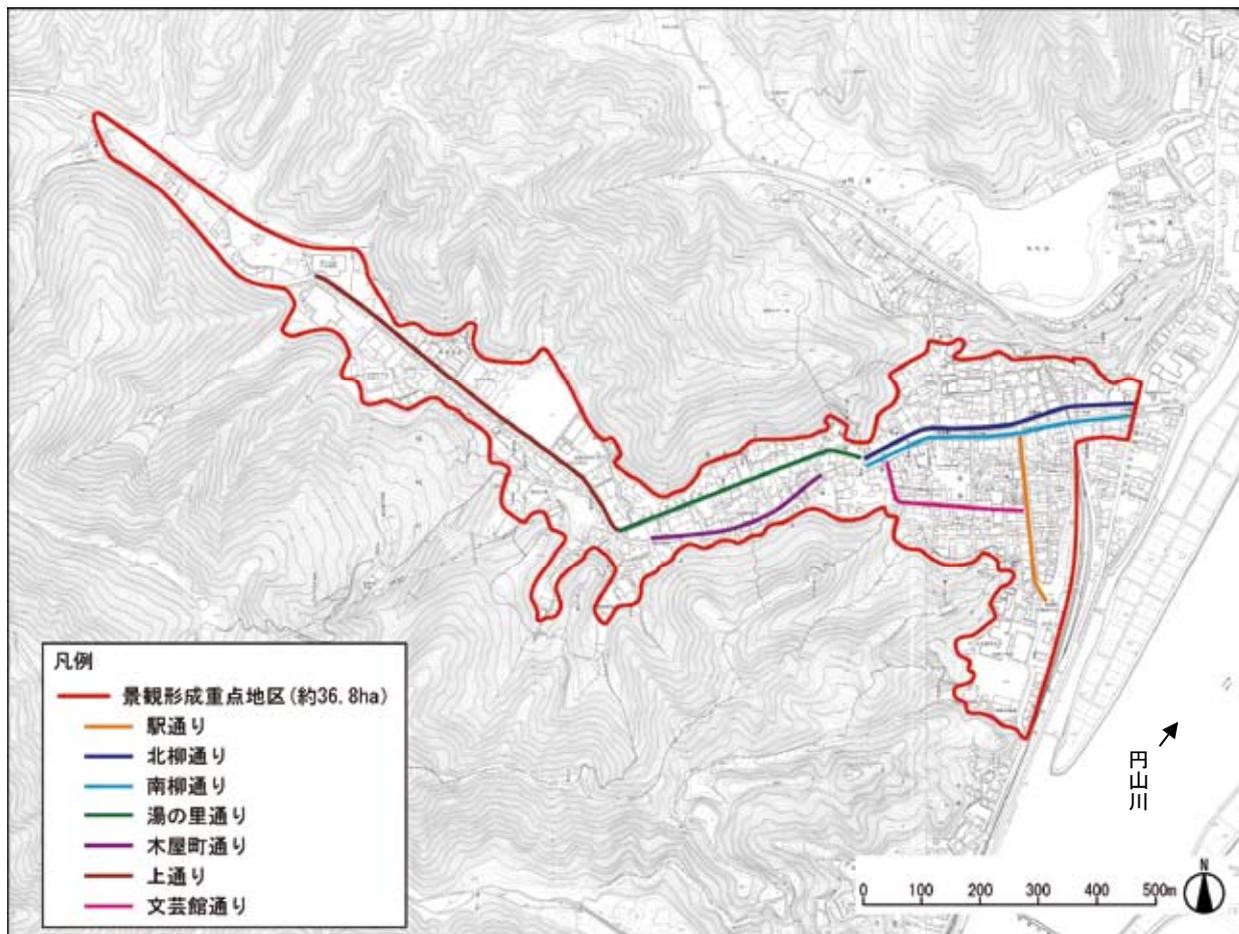
北但大震災後の城崎（大正14年）



昭和初期の城崎温泉

2 城崎温泉景観形成重点地区の区域

城崎温泉景観形成重点地区は、以下の図の区域を指定しています。



城崎温泉景観形成重点地区の区域図

3 景観づくりの考え方

近年、家屋の老朽化による建て替えや空き家、空き地が増え、温泉町の町並みに変化が生じています。城崎温泉景観形成重点地区では、これまでの取り組みを踏まえ、以下の考え方で魅力ある温泉町の町並みの保全と創造を進めていきます。

- 7つの外湯を中心にして、駅通り・北柳通り・南柳通り・湯の里通り・木屋町通り・上通り・文芸館通りの7つの通り毎の特徴を活かした町並み景観を形成します。
- 建築物は、黒や灰色の和瓦や銅板等を使った平入り勾配屋根で、木造2階建てまたは3階建てとし、「和」の風情を醸し出すことを基本とします。
- 四季折々に変化する周辺の山並みや大谿川、柳や桜の並木、石橋群などと一体となる町並みを形成し、町中に浴衣姿の温泉客が散策し、外湯めぐりや買い物などを楽しむ歴史と文化を感じさせる温泉情緒溢れる景観を創造します。
- 案内板や広告物を設置する場合は、周囲の町並みと調和した大きさやデザイン、色彩等とします。

4 届出の必要な行為

城崎温泉景観形成重点地区では、小規模な行為も景観に大きな影響を与えるため、以下の行為を行う場合は、規模に関係なく届出が必要です。

なお、通常の管理行為や軽易な行為は届出の対象とはなりません。計画段階において事前に市へご相談ください。

- 建築物の新築、増築、改築若しくは移転、外観を変更することとなる修繕若しくは模様替え又は色彩を変更する場合
- 工作物の新設、増築、改築若しくは移転、外観を変更することとなる修繕若しくは模様替え又は色彩を変更する場合
- 都市計画法第4条第12項に規定する開発行為をする場合
- 土地の開墾、土石の採取、鉱物の掘採その他の土地の形質を変更する場合
- 木竹を伐採する場合
- 屋外において、土石、廃棄物、再生資源、その他の物件を堆積する場合
- 水面を埋立てする場合

5 良好な景観をつくるために

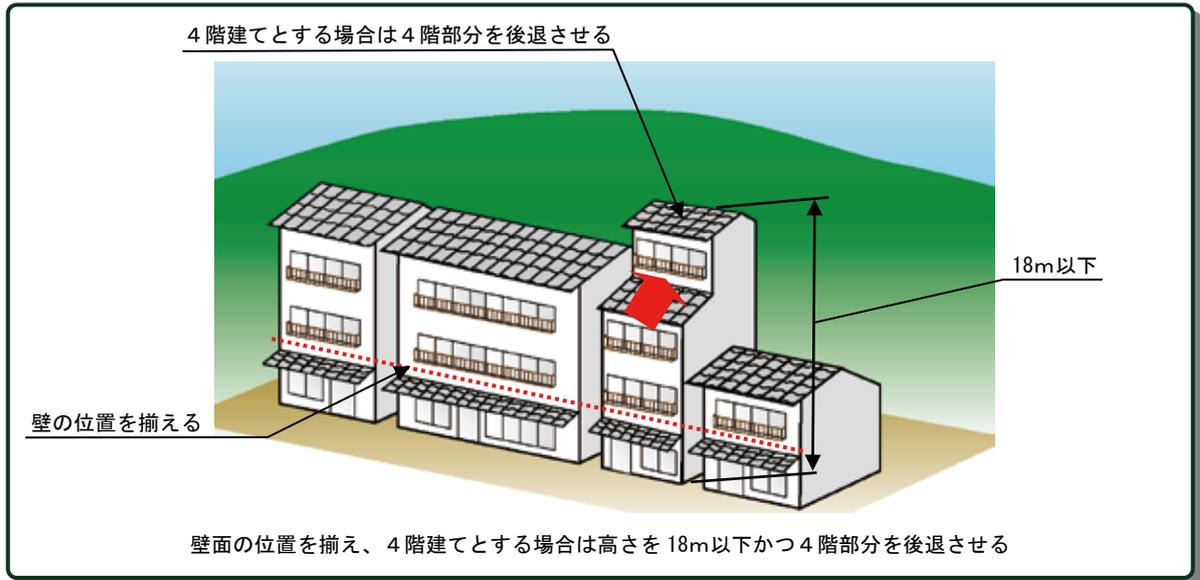
地区のイメージ



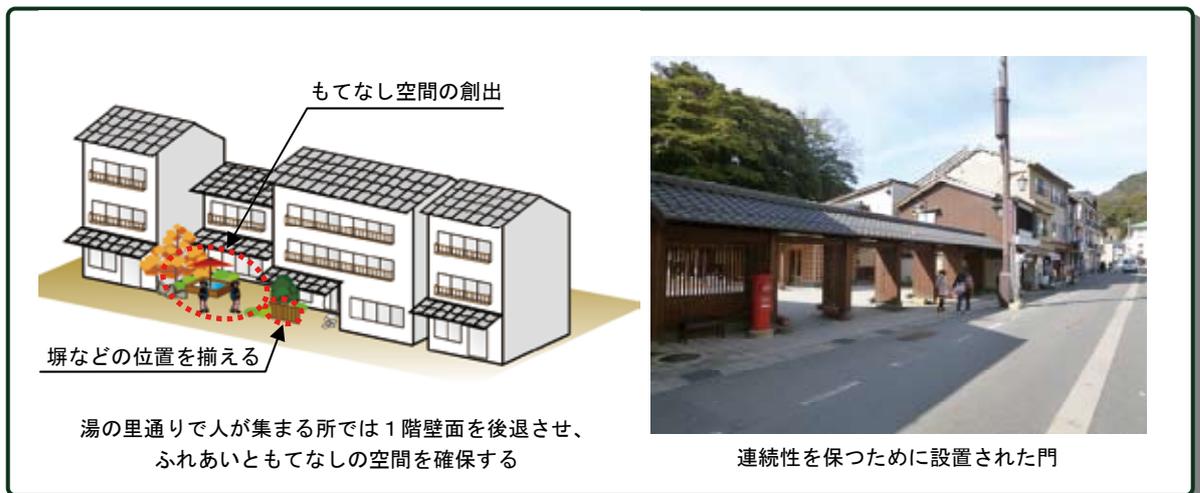
1 規模・配置

城崎温泉景観形成重点地区は、建物の壁面が概ね揃っており建物の階数が3階又は2階建てであることから、大師山など周囲の山からの眺めや道路沿いからの城崎温泉らしい町並みが保たれています。

通りに面する建物壁面の位置は隣接する建物に揃え、建物等の高さは18m以下とします。階数については主要な通りに面する建物は原則3階又は2階建てとし、やむを得ず4階建てとする場合は、4階部分を敷地の奥へ後退させるなどして圧迫感の軽減を図ります。



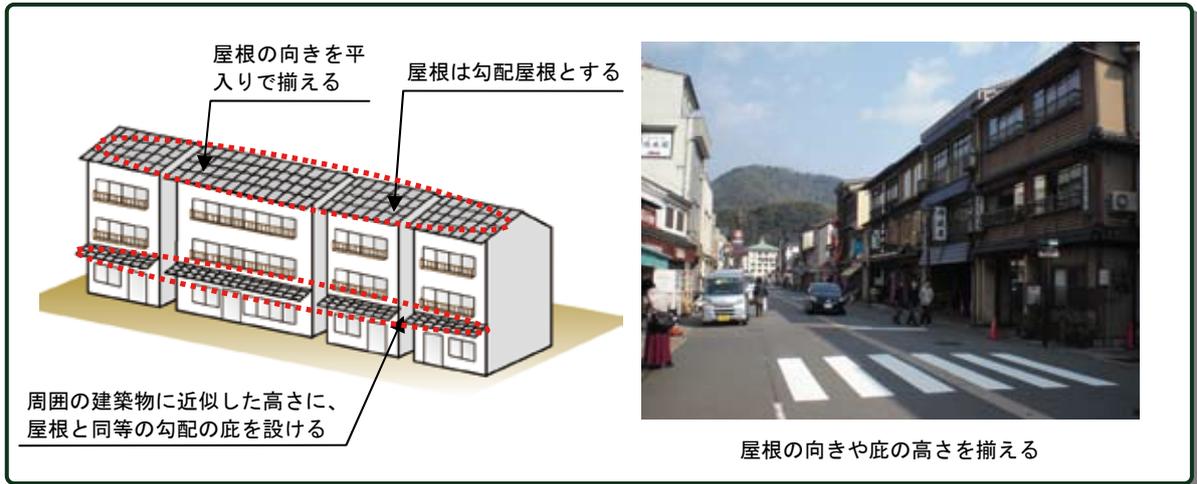
外湯が多く立地する湯の里通りは、人が滞留することから1階部分を後退してふれあいともてなしの空間を創出します。また、駅通りなどで建築物を後退させる場合は、塀や門扉を壁面の位置に揃えて設置するなどの工夫によって、町並みの連続感が保つことができます。



2 屋根及び庇

城崎温泉景観形成重点地区の建築物は、黒や灰色などの同系色の勾配屋根が通りに面しているほか、庇も多く設けられていることから町並みに連続感があります。

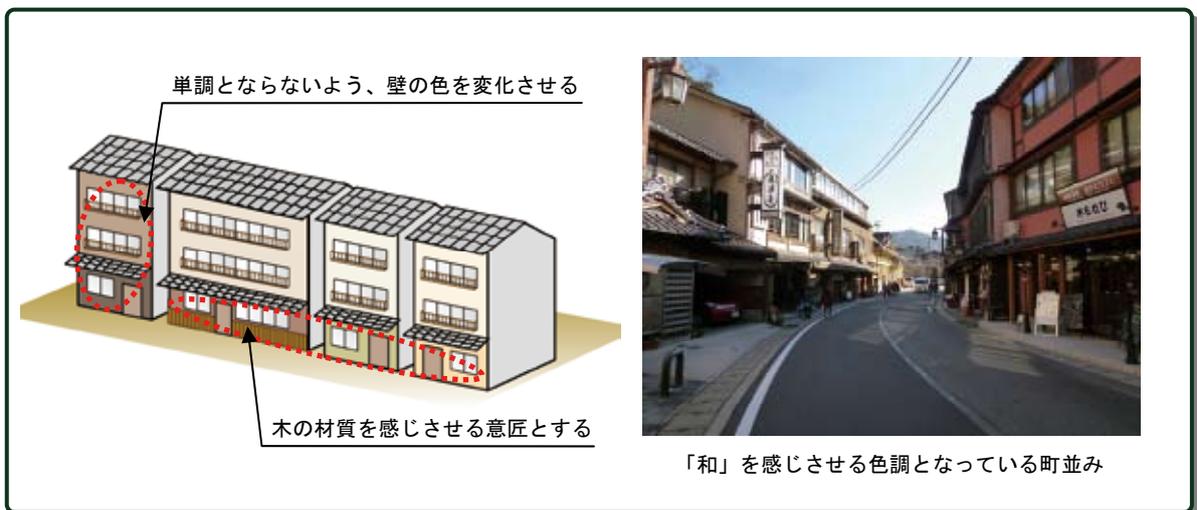
通りに面する建築物は平入りの勾配屋根とし、1階と2階の間には周囲の建築物に近似した高さに屋根と同等の勾配の庇を設け、町並みの連続感に配慮します。



3 外壁

城崎温泉景観形成重点地区は「和」を感じさせる色調の壁が多く使われており、町並みの連続性を生み出しています。

通りに面する壁の色は、城崎温泉の町並みの基調色である黄系や橙系の落ち着いた色調とするために彩度を4以下とし、同一色相の色を組み合わせたり、木の材質をあしらうことで「和」を感じさせる意匠とするなど単調とならないように配慮します。



4 材 料

屋根及び庇は和瓦葺を基本とし、通りから見える和瓦の連続性と大師山からの眺望景觀に配慮します。やむを得ず和瓦葺以外とする場合は、黒若しくは灰色の素材を使用して周辺と調和させます。

また、通りに面する外壁の仕上げ材は、周囲の和風建築物と同じ素材を使用したり、木や石などの自然素材を組み合わせるなどの工夫を行い、窓などの建具は木製又は木質感のある材料を使用するなど、町並みと調和した材料を使用するよう配慮します。

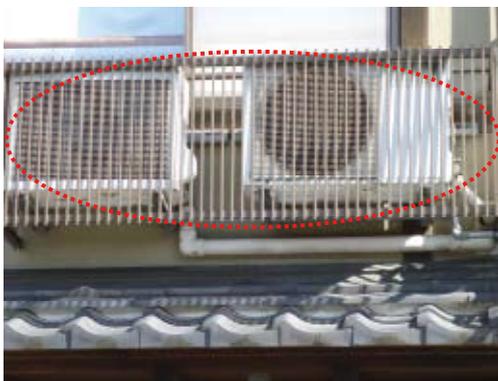


和瓦の屋根、木や石などの自然素材を組み合わせた壁面

5 建築設備

空調設備や排水管は、囲いをするなどして通りから見えにくい位置に設置します。やむを得ず通り面に設置する場合は、木製の囲いや壁面と同色の仕上げをすることによって、町並みと調和した景觀となります。

また、主要な通りでやむを得ずシャッターを設置する場合は、木の材質を感じさせるものを使用します。



室外機（建築設備）を隠す

6 その他付帯設備

自動販売機を設置する場合は、道路から後退させる、色を気遣うなどして町並みの景観に配慮します。

また、屋上広告物は周囲の山からの眺めにも配慮して設置しないようにし、壁面広告物は表示面積や数量を必要最小限としたり、素材、大きさ・位置・色彩等については軒先の雰囲気や周囲と揃えたりして、町並み景観に配慮します。特に駅通り、北柳通り、南柳通り、湯の里通り、木屋町通り、上通り、文芸館通りでは、突出広告物は設置しないようにし、やむを得ず設置する場合はできるだけ小さくします。



自動販売機の色を気遣う



壁面広告を最小限にし、突出看板は設置しない

7 その他（垣又は柵・植栽・日除けテント）

通りに面して設置する垣又は柵などは、町並みの連続感を創出するうえで非常に重要な要素となります。コンクリートブロック塀やネットフェンスは城崎温泉の町並みに調和しないため、板塀・漆喰の塀に和瓦を設置するなど周囲の町並みと調和させます。

植栽は、町に潤いを創出する上で非常に重要な要素であり、特に木屋町通り、上通りでは、積極的に植栽を施します。

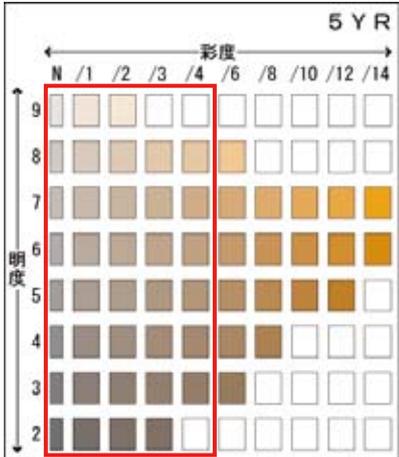
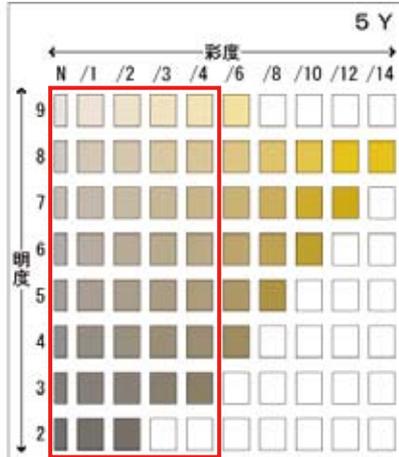
商業施設等の日除けテントは、建築物と調和した意匠・形態・色彩とし、城崎温泉の町並みに配慮します。



板塀、植栽などにより連続感を創出する

景観形成基準

城崎温泉景観形成重点地区の景観形成基準

| 建築物 | 工作物 | 事項 | 景観形成基準 |
|-----|-----|-------|--|
| ○ | ○ | 規模 | <ul style="list-style-type: none"> 高さは18m以下とし、山の緑が見えるように配慮する。 駅通りでは、階数を3階又は2階とする。やむを得ず4階以上とする場合は、4階以上の壁面を後退させ、通りから見えにくいようにする。 北柳通り、南柳通り、湯の里通り、木屋町通りでは、階数を3階又は2階とする。 大師山から見て、社寺等の歴史的ランドマークや川などの自然的要素を遮らないよう努めるとともに背景となる山容との調和に配慮する。 |
| ○ | ○ | 配置 | <ul style="list-style-type: none"> 駅通り、北柳通り、南柳通りでは、壁面の位置は隣接する家屋の壁面に揃え、町並みの連続性に配慮する。 湯の里通りでは、人が集まる所は1階壁面を後退させ、ふれあいともてなしの空間を確保する。通りに面する壁面の位置は、隣接する家屋の壁面に揃える。 |
| ○ | — | 形態・意匠 | <ul style="list-style-type: none"> 屋根形状は、原則勾配屋根とする。 駅通り、北柳通り、南柳通り、湯の里通りでは、屋根は通りに面して平入りの勾配屋根とし、屋並みの連続性に配慮する。 黒色若しくは灰色とする。 |
| ○ | ○ | 外壁 | <ul style="list-style-type: none"> 木の材質を感じさせる意匠とする。 基調となる色は、町並みと調和した日本古来の色調とし、周辺との色調の連続性等に配慮する。 通りに面する壁の色調の範囲は、マンセル色票系において色相がYR(橙)系又はY(黄)系とし、彩度は4以下とする。ただし、自然素材を使用する場合はこの限りでない。 同一色相の補助色を組み合わせるよう努める。 <div style="display: flex; justify-content: space-around;">   </div> <p>※印刷により、実際のマンセル色票と色が若干異なっています。</p> |

| 建築物 | 工作物 | 事項 | 景観形成基準 |
|-----|-----|-------|---|
| ○ | ○ | 形態・意匠 | 材 料 <ul style="list-style-type: none"> ● 屋根及び庇は和瓦葺とする。やむを得ず他の材料を使用する場合も色彩に配慮する。 ● 通りに面する壁の仕上げ材は周囲の町並みと調和した落ちついた材質感のものを使用する。 |
| ○ | — | | 建築設備 <ul style="list-style-type: none"> ● 空調設備等は、建築物と一体化させ、通りから見えにくいように設置する。やむを得ず壁面に設置する場合は、木製の囲いや壁面と同色の仕上げを施すなどの措置を講ずる。 ● 主要な通りでシャッターを設置する場合は、木の材質を感じさせる意匠に努める。 |
| ○ | ○ | | その他付帯設備 <ul style="list-style-type: none"> ● 自動販売機は道路からできるだけ後退した位置とし、隣接する建築物の壁面線から突出しないように設置する。やむを得ず突出して設置する場合は、町並み景観に配慮した意匠、材料で囲いや覆いを設けるなどの修景に努める。 ● 自動販売機の基調となる色彩は、けばけばしくないものとし、企業名、商品名等の広告面を極力控えるなど、町並み景観との調和に配慮する。 ● 屋上広告物は設置せず、建築物に付帯して設置する屋外広告物は、必要最小限の表示面積及び数とし、町並みと調和した意匠、形状、色彩等とする。 ● 駅通り、北柳通り、南柳通り、湯の里通り、木屋町通り、上通り、文芸館通りでは、突出広告物は設置しない。やむを得ず設置する場合は、できるだけ小さくする。 |
| ○ | ○ | その他 | 垣又は柵 <ul style="list-style-type: none"> ● 通りに面して設置する垣又は柵は、板塀、漆喰塀等周囲の町並みと調和したものとする。 |
| ○ | ○ | | 植 栽 <ul style="list-style-type: none"> ● 木屋町通り、上通りでは、積極的に植栽を施し、修景を図る。 |
| ○ | — | | 日除けテント <ul style="list-style-type: none"> ● 町並みに調和した意匠及び色彩とする。 |

6 手続きの流れ

1 事前協議

景観形成重点地区内で、建築物等の建築や改築、修繕などを行う場合は、届出の前に市と事前協議を行ってください。市は、城崎温泉にふさわしい「和」の景観づくりの考え方、景観形成基準や手続きなどについて、助言や指導を行います。

2 行為の届出

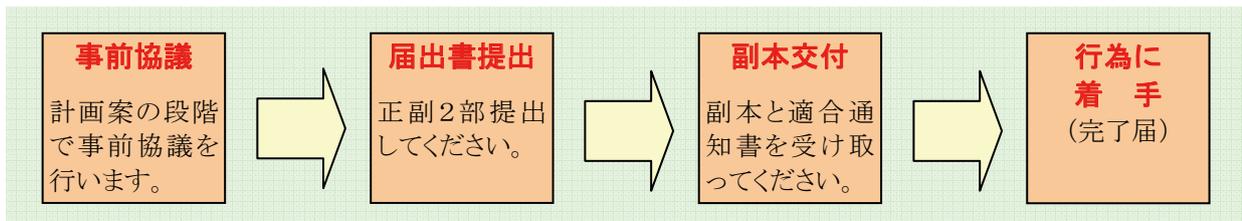
事前協議が調えば、行為の届出書を提出してください。届出に必要な様式は市ホームページからダウンロードすることができます。

3 副本（適合通知書）交付

景観形成基準等に適合する場合は、副本と適合通知書をお渡しします。

4 行為に着手

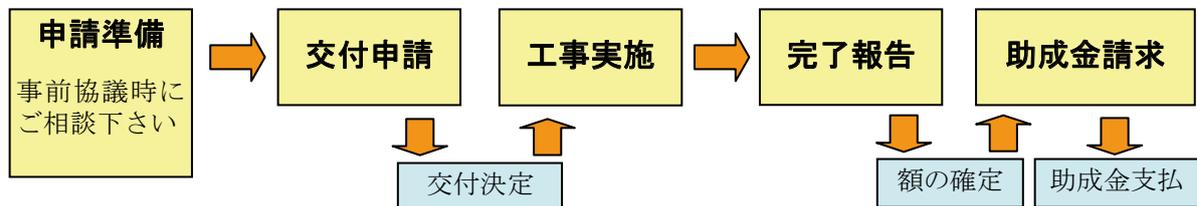
適合通知書受理後に行為に着手してください。なお、行為の完了後は、速やかに完了の届出書を提出してください。



7 支援制度

1 修景助成制度

景観形成重点地区内において、良好な景観の形成のために必要な行為を行う場合は、予算の範囲内で一定の助成を受けることができます。助成を受けられる場合には、定められた申請様式に必要な書類を添付のうえ、工事着手前までに交付申請を行ってください。



2 その他

景観アドバイザーの派遣や市職員による出前講座、景観形成に貢献されている個人や団体の表彰など、景観づくりの支援も行います。詳しくは豊岡市役所都市整備課にお問い合わせください。



問合せ：豊岡市 都市整備部 都市整備課 景観政策係

〒668-8666 豊岡市中央町2番4号

TEL：0796-23-1111

FAX：0796-22-1839

E-mail：toshi@city.toyooka.lg.jp

(平成25年3月作成)